

市営墓地利用者募集

- 【募集する墓地】 永野墓地（香北町永野） 1区画
- 【利用料】 25万円 ※永代貸付
- 【面積】 9平方メートル
- 【応募資格】 香美市に住所を有し、埋蔵（焼骨納骨）の必要がある方で、税の滞納がない方
- 【募集期間】 10月10日（水）～10月29日（月）
- ※書類審査あり。応募者多数の場合は抽選とします。
- 【問い合わせ・申込先】 香北支所市民生活班 ☎59・2311

都市計画マスタープラン 公募委員募集

- 香美市では、将来の都市計画に関する基本的な方針となる都市計画マスタープランの策定、見直しを検討しています。幅広く市民の方々のご意見を取り入れるため、委員を募集します。
- 【応募資格】 市内に住所を有する18歳以上の方
- 【任期】 委嘱日から計画策定終了まで（2年間）
- 各年度2回 ※増減あり

若者のための就職支援 相談センター

- ジョブカフェこうち高知で働きたい若者を応援します。お気軽にお越しください。
- 【サポート内容】 ※全て無料（よくわかる就職セミナー・講習の開催等）
- ◆就職相談
- ◆履歴書等の書き方指導
- ◆面接対策
- ◆職業適性診断
- ◆職業訓練情報の提供等、詳しくはホームページをご覧ください。

浄化槽の保守点検・ 清掃・法定検査は義務

- 毎年10月1日は浄化槽の日です。
- 浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないこと、本来の機能を十分に発揮することができません。
- 合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をしつかり行って、美しい自然を守っていきましょう。
- ◆保守点検は定期的な実施が義務づけられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。
- ◆清掃は年1回以上の実施が義務づけられています。市長の許可を受けた業者に依頼しましょう。
- ◆法定検査は、浄化槽の機能を確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関（一般財団法人高知県環境検査センター ☎088・860・2400）の検査を受ける義務があります。

森林の立木の伐採には 届け出が必要です！

- 立木を伐採するときは、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を、伐採後の造林が完了したときは伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出することが森林法で義務付けられています。
- ◆届け出や報告はなぜ必要？ 森林の伐採および伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して行われ、健全で豊かな森林を作ることができるようにするためです。
- ◆誰が提出を行う？ 森林所有者や立木を買った人などです。
- ※立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出します。
- ◆提出の時期は？ 届け出は、伐採を始める90日前から30日前まで。状況報告は、造林を完了した日から30日以内。
- ◆提出先は？ 伐採・造林する森林がある市町村の長です。
- ◆提出をしなければ？ 届け出を怠った場合、100万円

円以下の罰金（森林法第208条）、状況報告を怠った場合、30万円以下の罰金が科せられます。

お薬情報のお知らせ

- 2つ以上の医療機関から薬が出ていると、同じ効果の薬があったり、飲み合わせが悪いなどの問題が起ることがあります。
- 同時期に2つ以上の医療機関にかかっている、多くの種類の薬が出ている方には、お薬情報のお知らせをお届けします。お知らせが届いた方は、いつも行っている薬局や医療機関に、お知らせを持って行ってご相談ください。
- また、お薬手帳やかかりつけ連携手帳を利用して、適正な服薬を心がけましょう。
- 後期高齢者医療の被保険者で対象となる方には8月から、国保被保険者で対象となる方には10月から、順次発送しています。
- 【問い合わせ】 市民保険課 ☎53・3115

災害復旧寄付金のお礼

- 平成30年7月豪雨災害の復旧に役立ててほしいと、香美市に対して寄付をいただきました。
- いただいた寄付は、被災者の皆様、市の復興に有効に活用させていただきます。
- 【事業所名】 ◆ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
- ◆日本自治体労働組合連合会
- 10万円
- 【問い合わせ先】 企画財政課 ☎53・3114

被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、巨大地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況や危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを現地の見やすい場所に掲示します。



被災建築物の危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを建物の出入口等に掲示します。



- なお、地震発生後の建物の判定には、この他に次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。
- ◆被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で、応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの
- ◆住家被害認定…り災証明書を発行する目的で、被害程度を認定するもの